

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等
（商品関連デリバティブ取引に係る行為規制関係）に関する意見

平成26年6月27日

金融庁総務企画局市場課 御中（FAX 03-3506-6251）

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎
（連絡先）



〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22三博ビル8階

事務局長 外山孝司

電話 052-265-9258

FAX 052-265-9259

第1 はじめに

当法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

消費者保護の立場から本件について下記のような意見を提出します。

第2 意見の趣旨

- 1 当法人は、①商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘について、勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすること（施行令案16条の4第2項1号ニ）、②商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止することに（金商業内閣府令案117条8号の2）、賛成である。
- 2 ただし、当法人は、上記個人顧客の適用除外の要件として、単に当該金融商品取引業者等に口座開設しているのみでは広きに失し、投資リスクの高い有価証券ないしデリバティブ取引の経験があることを追加すべきと考える。

第3 意見の理由

- 1 そもそも、商品先物取引における不招請勧誘の禁止規定（商品先物取引法214条9号）は、長年にわたり商品先物取引の苦情・トラブルが絶えず、

深刻な被害を出してきたことから、平成 21 年改正で導入された規定であり（平成 23 年 1 月施行）、その結果、商品先物取引に関する苦情相談は大幅に減少したものである。

他方で、商品先物取引業者が、金地金取引やスマート CX 取引を端緒に、個人顧客に対し商品先物取引を勧誘し、トラブルとなる事例が現在も報告されている。従って、投機性の高い商品先物取引に関して、不招請勧誘禁止規制を維持する必要性は、現在も異ならないというべきである。

- 2 今回の施行令案（施行令案 16 条の 4 第 2 項 1 号ニ）と金商業内閣府令案（金商業内閣府令案 117 条 8 号の 2）は、商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾の意思確認義務、再勧誘禁止の対象とし、かつ、その意思確認の方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対して、訪問・電話によることを禁止する点で、実質的には、不招請勧誘の禁止と同一の効果を期待することができる。その意味で、上記施行令案、内閣府令案について、当法人も、高く評価するものである。
- 3 他方で、金商業内閣府令案 117 条 8 号の 2 では、当該金融商品取引業者等に口座開設している個人顧客を適用除外としている。現在、取引関係のない休眠口座のみの個人顧客、あるいは国債や地方債、MMF といった投資元本の比較的安全な取引のみの個人顧客に対して、商品関連デリバティブ取引の訪問・電話勧誘が可能となってしまうのは、適合性原則に反する場合等も多々あるものと考えられることから、不適切である。そのため、当法人としては、施行令案・府令案において、適用除外の対象となる個人顧客の要件に、投資リスクの高い有価証券ないしデリバティブ取引の経験があることを追加すべきものと考ええる。
- 4 現在、農水省・経産省は、商品先物取引の出来高が大幅に減少していることを理由として、7 日間の熟慮期間等のある契約を設定することで、70 歳未満の顧客に対する不招請勧誘を認める、商品先物取引法施行規則の改正案（102 条の 2 第 2 号）を平成 26 年 4 月 5 日に公表し、パブリックコメントに付した。しかし、上記規則案は、不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするもので、明らかに不当である。
- 5 商品先物取引業界には、不招請勧誘禁止規制の結果、大幅に商品先物取引の出来高が減った、規制が厳しすぎるとの意見があるようであるが、国民からは、消費者トラブルのない公正で透明な商品先物市場が期待されている。

また、FX 取引を見ればわかるように、FX 取引は不招請勧誘禁止規制の結果、悪質な業者が淘汰され、手数料競争が働き、新規の商品が開発されるなど、インターネット取引を中心に市場規模は 1800 兆円以上に拡大している。このことから、商品先物取引の出来高が低迷の原因を、不招請勧誘禁止規定の存在に求めることは明らかに筋違いであることがわかる。無差別の訪問・電話勧誘という古いビジネスモデルによって、商品先物取引市場を活性化させようとするのは、本末転倒である。

- 6 商品先物取引における投資家保護と公正な商品市場の発展のために、適正な行為規制を定めた上で、速やかな総合取引所への移行が期待される。
- 7 以上の理由から、当法人は、上記意見の趣旨記載の意見を述べる次第である。

以 上